

財務情報の信頼性と会計参与の役割

野口 晃 弘

In 2005, Company Law was established to amend Commercial Code in Japan to update business law. Company Law introduced KAIKEISANYO as an officer of the corporation to prepare financial statements of the corporation with the directors. KAIKEISANYO must be certified public accountant, auditing firm, certified tax accountant, or tax accounting firm. KAIKEISANYO was introduced to make certified tax accountants play significant role in improving the financial reporting of small enterprises. In this paper, the potential role of KAIKEISANYO to improve the reliability of financial statements of the large corporations is discussed.

はじめに

平成17年7月に、会社法制の現代化を目的とした会社法が公布された。そこでは、条文の現代語化が図られるとともに、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正や最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直しなど、実質改正も行われている。

実質改正の一つに会社の新たな任意設置機関としての会計参与の創設がある。これは、会計専門職を会社の役員に加えることによって、特に中小企業における計算書類の信頼性を高めることを意図したものである。ここでは、財務情報の信頼性を高める上で、期待される会計参与の役割について取り上げる。

I. 会計参与制度の創設

会計参与とは、会社法で新設された会社の任意設置機関であり、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することを職務としている。会計参与には、公認会計士（監査法人を含む）又は税理士（税理士法人を含む）でな

ければならないという資格要件が定められており、会計参与が設置された株式会社では国家資格を持つ職業会計人が計算書類の作成に携わることになる。会計参与は、株式会社又はその子会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人を兼ねることができないものとされており¹⁾、株主総会で選任されることから、その独立性の確保を意識した制度設計となっている。

会社法374条1項では、「会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第四百三十五条第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）及びその附属明細書、臨時計算書類（第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。）並びに連結計算書類（第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類をいう。第三百九十六条第一項において同じ。）を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。」と規定されている。

会計参与は取締役・執行役と共同して計算書類を作成するように規定されているが、こ

こで「共同して」の解釈が問題となる。法制審議会会社法（現代化関係）部会の議事録によれば、共同代表取締役の場合に共同で行われない限り代表権がないのと同じように、共同して作成ということの意味は、共同で作成されない限り計算書類はいつまでたっても作成に至らないという趣旨で提案されていた²⁾。これに対し、取締役と会計参与の意見が一致しない場合、永遠に計算書類が作成できないことになってしまい、配当原資があるにもかかわらず株主はいつまでも配当を受け取ることができないという形で、株主が被害をこうむることになるなどの問題点が指摘された。そして、計算書類の作成は一応法定の期間までに作成するものの、意見の不一致があった場合には異なる意見を付記することができるというような、監査役会の監査報告書と同様の法制にするという意見も出されていた³⁾。しかし、会社法374条1項にある「会計参与報告」にそのような機能は与えられておらず、取締役と会計参与の意見が一致しない場合には、計算書類を作成することができなくなると解されている。このため、取締役と会計参与の意見が一致しない場合には、取締役または会計参与を解任した上で、意見の一致する取締役または会計参与を選任するか、あるいは会計参与そのものを廃止して、計算書類を作成しなければならない（葉玉，2005，333頁；相澤，2005，136－137頁）。

会計参与報告の内容について、会社法施行規則102条では、次のように規定している。

「法第三百七十四条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 会計参与が職務を行うにつき会計参与設置会社と合意した事項のうち主なもの

二 計算関係書類のうち、取締役又は執行役と会計参与が共同して作成したものの種類

三 計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類作成のための基本となる事項であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

イ 資産の評価基準及び評価方法

ロ 固定資産の減価償却の方法

ハ 引当金の計上基準

ニ 収益及び費用の計上基準

ホ その他計算関係書類の作成のための基本となる重要な事項

四 計算関係書類の作成に用いた資料の種類その他計算関係書類の作成の過程及び方法

五 前号に規定する資料が次に掲げる事由に該当するときは、その旨及びその理由
イ 当該資料が著しく遅滞して作成されたとき。

ロ 当該資料の重要な事項について虚偽の記載がされていたとき。

六 計算関係書類の作成に必要な資料が作成されていなかったとき又は適切に保存されていなかったときは、その旨及びその理由

七 会計参与が計算関係書類の作成のために行った報告の徴収及び調査の結果

八 会計参与が計算関係書類の作成に際して取締役又は執行役と協議した主な事項

会計参与の資格については、会社法333条1項で「会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならない。」と規定されており、公認会計士又は税理士とい

う資格が要求されている⁴⁾。法人が取締役や監査役となることはできないが(331条1項1号, 335条1項), 会計参与には監査法人あるいは税理士法人であれば, 就任することが認められている点で, 他の株式会社の役員⁵⁾とは異なっている。

II. 小規模閉鎖会社における会計参与の役割

中小企業における計算の適正さの確保という視点から, 「会社法制の現代化に関する要綱試案」では, 会計監査人の任意設置の範囲を小会社にまで拡大する方針が示されていた⁶⁾。それに対し, 「会計監査人による監査というものの利便, 利益を享受することができる中小規模の会社は非常に限られており, むしろ, より利用可能性の高い制度の構築を検討すべきではないか」⁷⁾という意見が多く寄せられたことから生まれた制度が会計参与である。

会計参与制度の趣旨は, 一定の資格者が就任することを前提に, 内部的な機関として位置づけつつも, 内部の他の機関からの独立性を確保し, いわば社外取締役と同様の立場に立たせ, その職務については, 計算書類の取締役等との共同作成, それにかかわる株主総会における説明, 計算書類の保存, 株主等への開示に対する対応等とし, その職務を行うことを前提にして必要な権限を持たせるというものである。したがって, 会計参与は, 社外取締役と同様, 会社・第三者に対する責任も負うことになる⁸⁾。

会計参与の設置によって, 信頼性の高い計算書類が開示されることを通じて, 株主・会社債権者の保護が図られるほか, 金融機関等

との取引, あるいは中小会社の活性化, すなわち企業の体質改善, に役立つことが期待されている⁹⁾。

また, 会計参与を設置することによって, 譲渡制限会社の場合, 監査役を置かなくてもすむようになる。公認会計士や税理士という資格を持った, いわば社外的な立場の人間がその書類を作成することによって, 計算書類の内容の信憑性, 信用性がかなり増すことになるので, 監査役による会計監査の必要性の程度が下がるという点に加え, 業務監査については株主による直接的な監督に期待するという趣旨であると考えられる¹⁰⁾。

III. 大規模公開会社における会計参与の役割

大規模公開会社でも, 会計参与を設置することは可能であり, その場合には, 会計参与と会計監査人が併存することになる。会計参与と会計監査人が併存することについて, 法制審議会会社法(現代化関係)部会の審議のプロセスでは, 以下のように意見が分かれていた。

会計参与の設置は, 大会社においても, 高度に専門化しつつある会計実務に的確に対応し, かつ適切な情報開示を進めるために一定の効果が期待できると考えられるという意見が述べられている一方¹¹⁾, 会計参与制度というようなものを導入するというのであれば, その適用会社は, 会計監査人が置かれない中小会社に限るべきではないかという意見も述べられていた¹²⁾。

併存することのメリットとしては, 内部統制や高度な会計システムの整備を担う機関が, 会計監査人とは別に会社内部に置かれる点が

指摘されている。また、将来、証券取引法上の何らかの役割が課されることを期待する意見も述べられている¹³⁾。

これに対し、併存することは望ましくないとする、以下のような意見もあった。

現在の開示制度は、経営者の持っているインセンティブを活用して、内部情報の開示を促し、投資家の意思決定モデルに適合した情報が市場に伝わるようにすることにあるので、外部者である会計参与が介在することは、制度本来の趣旨を損なうことになる。実際には監査人と同じような役割しか果たせないの、両者が併存するというのは意味がない。経営者と独立の会計専門家をすべての公開企業に強制することは、経営者が操作できない情報を出させるのが先だという一面的な開示観が表に出過ぎる¹⁴⁾。経営者の意図によって操作はされない、固い情報かもしれないけれども投資家にとって何の役にも立たない情報が開示されるような仕組みをつくりかねない¹⁵⁾。

審議のプロセスで見られた以上のような反応から、経営者に対して従属しない経理責任者が会社内部に存在することの是非について、さらに理論的に分析する必要がある。

IV. 会計専門職を会社役員に加える必要性

サーベインズ・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) 301条では、監査委員会のメンバーに独立性が求められている。そして407条に、監査委員会における財務の専門家 (Financial Expert) に関する開示規定が設けられている。まず、407条 a 項では、監査委員会に 1 名以上の財務の専門家が含まれているか否か、もし含まれていない場合に

はその理由について開示することが求められている。そして b 項 では、財務の専門家を、以下の点について教育を受け、会計士、監査人、財務担当役員、あるいは会計役等の経理の責任者として経験を有することと定義している。

1. 会計原則と財務諸表に関する理解
2. 財務諸表の作成あるいは監査の経験及び会計原則に従った会計上の見積もりの経験
3. 内部統制組織の経験
4. 監査委員会の役割に関する理解

監査委員会に財務の専門家を加えることについては、1999年の *Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving the Effectiveness of Corporate Audit Committees* で提言され、ニューヨーク証券取引所の規則として採用されている。ニューヨーク証券取引所の Corporate Governance Rules 303A.7. (a) では、監査委員会は 3 名以上で構成され、そのうち少なくとも 1 名は会計または財務の専門家でなければならないことが注釈で明らかにされている。つまり、財務の専門家を監査委員会のメンバーに加えなければならないことについて、サーベインズ・オックスリー法では強制されていないものの、証券取引所のルールとして求められているのである。

監査委員会のメンバーに財務の専門家を登用すべきとする動きが、イギリスでも見られる。2003年に公表された Higgs Report (*Review of the role and effectiveness of non-executive directors*) では、Code of Best Practice D.3.1.で、取締役会は、独立の社外取締役で構成される、少なくとも 3 名からなる監査委員会を設置し、そのうち 1 名は財務に関する充分な最新の知識を有する者

を含むように指示している。Smith Report (*Audit Committee Combined Code Guidance, A report and proposed guidance by an FRC-appointed group chaired by Sir Robert Smith, 2003*) では、監査委員会に含まれる財務の専門家について、会計専門職としての資格を有することが強く望まれるという一歩踏み込んだ表現¹⁶⁾が用いられている (par.3.16)。

このようにアメリカでもイギリスでも、独立の社外取締役から構成される監査委員会のメンバーに、財務の専門家を加えるという方向に動いており、その財務の専門家は必ずしも会計士に限定されているわけではないが、会計士がそのような役割を担うことは期待されている (Scarpatti, 2003, pp.32-35)。

Farber (2005) は、企業統治の質と財務報告システムの信頼性の関係を分析し、不正経理を行った企業の監査委員会には、財務の専門家¹⁷⁾の数が少なかったという実証結果を示している。会社役員に独立性の高い財務の専門家が加わることは、財務情報の信頼性を高める上で有益と考えられる。

V. 残された課題

顧問契約あるいは記帳代行を行っていた税理士が、会計参与に就任することになれば、法定された権限と責任を負うことになる。その権限と責任の重さに比例して、中小企業の計算書類の信頼性は向上することが期待できる。問題は、会計参与を設置することによって、どの程度、融資を受ける際の条件が有利になり、会計参与を設置するためのコストがどの程度になるかという点である。

大規模公開会社の場合、財務報告担当役員

を取締役あるいは執行役としておくか、それとも会計参与とすべきかという選択になると考えられる。財務報告担当役員となる世代における有資格者の数が限られていることを考えると、近い将来、多数の会計参与が誕生するようには思われない。大規模公開会社が外部から有資格者を迎え入れるとすれば、社外監査役あるいは監査委員会の社外取締役とするほうが、現時点では合理的と考えられる。しかし、アメリカのように有資格者の数が増加し、公認会計士となる資格を有することが、会社の経理部で従業員を採用する際の条件となるような時代が来れば、会計参与制度は広く利用されるようになる可能性もある。

(附記) 本稿は、日本会計研究学会特別委員会「財務情報の信頼性に関する研究」(友杉芳正委員長) 中間報告書における拙稿の内容に、その後公表された会社法施行規則等を反映させて加筆修正を行ったものである。また、日本学術振興会平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究A)「財務情報の信頼性の保証に関する研究」(友杉芳正研究代表者・課題番号17203031)における研究成果の一部も含まれている。

注

- 1) なお、会計参与は監査役又は会計監査人を兼ねることもできないが、それは計算書類の作成者が、それを自分で監査することはできないためである。
- 2) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
- 3) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
- 4) なお、法制審議会会社法(現代化関係)部会における審議のプロセスで、会計参与が会社法上の制度である以上、公認会計士試験で試験科目となっているように、税理士試験においても、会社法等

- を試験科目に入れるべきではないかという意見があった(平成16年6月9日議事録)。
- 5) 役員とは、取締役、会計参与及び監査役をいう(会社法329条)。
 - 6) 要綱試案(第4部 株式会社・有限会社関係第4 機関関係 11(2))では「会計監査人の設置が強制されない会社は、現行の小会社(資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満)の範囲の会社であっても、会計監査人を任意に設置することができるものとする。」とされていた。
 - 7) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第23回会議(平成16年6月2日)議事録。
 - 8) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第23回会議(平成16年6月2日)議事録。
 - 9) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
 - 10) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
 - 11) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第23回会議(平成16年6月2日)議事録。
 - 12) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
 - 13) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第24回会議(平成16年6月9日)議事録。
 - 14) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第27回会議(平成16年7月21日)議事録。
 - 15) 法制審議会会社法(現代化関係)部会第27回会議(平成16年7月21日)議事録。
 - 16) イギリスにおけるコーポレート・ガバナンス改革の動きについては、Friedland (2003)。また、八田・橋本(2000)も参照されたい。
 - 17) ここで財務の専門家(financial expert)とは、最高財務責任者など財務担当上級役員及びその経験者をいう。この定義は *Report and Recommendations of the Blue Ribbon Committee on Improving the Effectiveness of Corporate Audit Committees* に準拠している。

参考文献

- 相澤哲編著(2005)『一問一答 新・会社法』商事法務。
- 祝迫得夫・古市峰子(2004)「コーポレート・ガバナンスと会計問題」『経済研究』Vol.55, No.4, pp.328-344。
- 鳥飼重和(2005)「会計参与制度の創設」『新「会社法」詳解』中央経済社, pp.138-148。
- 中澤省一郎(2006)「計算書類等の共同作成～会計参与の職務権限(その1)」『経営財務』No. 2754, 24-27頁。
- 長島・大野・常松法律事務所(2005)『アドバンス新会社法』商事法務。
- 葉玉匡美・会社法立案担当者の会(2005)『新・会社法100問』ダイヤモンド社。
- 八田進二・橋本尚共訳(2000)『英国のコーポレートガバナンス』白桃書房。
- 八田進二(2003)「『会計不信』払拭に向けた企業会計の新たな枠組みの検討」『會計』Vol/163, No.4, pp.54-71。
- 山地秀俊編著(2003)『アメリカ不正会計とその分析』神戸大学経済経営研究所。
- Farber, D. B. (2005), "Restoring Trust after Fraud: Does Corporate Governance Matter?" *The Accounting Review*, Vol.80, No.2, pp.539-561.
- Friedland, J. (2003), "Reforming disclosure and corporate governance in the UK: Between Scylla and Charybdis," *International Journal of Disclosure and Governance*, Vol.1, No.1, pp.35-59.
- Scarpati, S. A. (2003), "CPAs as Audit Committee Members," *Journal of Accountancy*, Vol. 196 No.3, pp.32-35.

(名古屋大学大学院経済学研究科)